

定期金に関する権利の評価が変わりました！

平成22年度税制改正により、相続税、贈与税に係る定期金に関する権利の評価方法が次のように変わりました。

定期金に関する権利とは

定期金に関する権利とは、契約（定期金給付契約）により、ある期間定期的に金銭その他の給付を受けることを目的とする債権をいいます。相続税法では、定期金給付契約でその権利を取得した時において、定期金給付事由が発生しているもの（相続税法第24条）と、定期金給付契約（生命保険契約を除きます。）でその権利を取得した時において、定期金給付事由が発生していないもの（相続税法第25条）について、それぞれ評価方法を定めています。

年金の方法により支払を受ける生命保険契約や損害保険契約に係る保険金の額は、この相続税法第24条の評価方法により計算した金額となります。

定期金給付事由が発生しているもの（相続税法第24条）

改正の概要

定期金給付事由が発生している定期金に関する権利については、①解約返戻金の金額、②定期金に代えて一時金の給付を受けることができる場合には一時金の金額又は③給付を受けるべき金額の1年当たりの平均額を基に一定の方法で計算した金額（以下、「予定利率による金額」といいます。）のうちいずれか多い金額により評価することとされました。

有期定期金、無期定期金、終身定期金の種類に応じた評価方法は以下のとおりです。

【評価方法】

A 有期定期金：次の①～③のいずれか多い金額

- ① 解約返戻金の金額
- ② 定期金に代えて一時金の給付を受けることができる場合には当該一時金の金額
- ③ $\left[\begin{array}{l} \text{給付を受けるべき金額} \\ \text{の1年当たりの平均額} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{l} \text{残存期間に応ずる予定利} \\ \text{率による複利年金現価率} \end{array} \right]$

B 無期定期金：次の①～③のいずれか多い金額

- ①、②は有期定期金(A)と同じ
- ③ 給付を受けるべき金額の1年当たりの平均額 \div 予定利率

C 終身定期金：次の①～③のいずれか多い金額

- ①、②は有期定期金(A)と同じ
- ③ $\left[\begin{array}{l} \text{給付を受けるべき金額} \\ \text{の1年当たりの平均額} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{l} \text{終身定期金に係る定期金給付契約の目的} \\ \text{とされた者の平均余命に応ずる予定利率} \\ \text{による複利年金現価率} \end{array} \right]$

複利年金現価率とは

「複利年金現価率」とは、毎期末に一定金額を一定期間受け取れる年金の現在価値を求める際に用いられる率をいいます。

(算式)

$$1 - \frac{1}{(1+r)^n} \div r$$

n : 権利取得日から最終の年金受取日までの期間に係る年数 (1年未満の端数は切り上げます。)

r : 予定利率

平均余命とは

定期金に関する権利の評価で使用する「平均余命」は、厚生労働省が男女別、年齢別に作成する完全生命表^(注)に掲載されている「平均余命」(1年未満の端数は切り捨てます。)によります。この場合、完全生命表にあてはめる終身定期金に係る定期金給付契約の目的とされた者の年齢は、定期金に関する権利を取得した時点での満年齢です。

(注)「完全生命表」は厚生労働省が国勢調査を基に5年ごとに作成しているもので、厚生労働省ホームページ【www.mhlw.go.jp】に公表されています。

○ 第20回完全生命表 (抜粋)

(単位: 歳、年)

年齢	平均余命		年齢	平均余命	
	男	女		男	女
0	78.56	85.52	50	30.63	36.84
10	68.93	75.84	60	22.09	27.66
20	59.08	65.93	70	14.39	18.88
30	49.43	56.12	80	8.22	11.13
40	39.86	46.38	90	4.15	5.53

計算例 (有期定期金)

毎期末に1年当たり100万円の給付を5年間受ける権利(予定利率 1.5%)を取得した場合

(計算例)

- ① 解約返戻金の金額: 4,765,000円
- ② 一時金の金額: 4,790,000円
- ③ 予定利率による金額: $100万円 \times 4.783 = 4,783,000円$

(予定利率 1.5%の5年の複利年金現価率)

①~③のうちいずれか多い金額: **4,790,000円**・・・評価額

計算例 (終身定期金)

60歳男性が終身年金として毎期末に1年当たり120万円の給付を受ける権利(予定利率 1.5%)を取得した場合

(計算例)

- ① 解約返戻金の金額: 22,410,000円
- ② 一時金の金額: 22,450,000円
- ③ 予定利率による金額: $120万円 \times 18.621 = 22,345,200円$

(予定利率 1.5%、平均余命22年の複利年金現価率)

①~③のうちいずれか多い金額: **22,450,000円**・・・評価額

適用時期

改正後の評価方法（定期金給付事由が発生しているもの）は、**平成 23 年 4 月 1 日以降に相続若しくは遺贈又は贈与により取得した定期金に関する権利**について適用されます。

また、**平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの間に締結された^(注)定期金給付契約に関する権利**（年金払で受け取る死亡保険金（個人年金保険や一時払終身保険を除きます。）や確定給付企業年金など一定のものを除きます。）で、**平成 23 年 3 月 31 日までの間に相続若しくは遺贈又は贈与により取得したもの**についても改正後の評価方法が適用されます。

(注) 平成 22 年 4 月 1 日前に締結された定期金給付契約のうち、平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの間に変更（軽微な変更を除きます。）があった契約については、その変更があった日に新たに定期金給付契約が締結されたものとみなされます。

(参考) 複利年金現価率表

(小数点以下 3 位未満四捨五入)

年 \ 予定利率 (%)	0.5	1	1.5	2	2.5	3	3.5	4	4.5	5	5.5	6
1	0.995	0.990	0.985	0.980	0.976	0.971	0.966	0.962	0.957	0.952	0.948	0.943
2	1.985	1.970	1.956	1.942	1.927	1.913	1.900	1.886	1.873	1.859	1.846	1.833
3	2.970	2.941	2.912	2.884	2.856	2.829	2.802	2.775	2.749	2.723	2.698	2.673
4	3.950	3.902	3.854	3.808	3.762	3.717	3.673	3.630	3.588	3.546	3.505	3.465
5	4.926	4.853	4.783	4.713	4.646	4.580	4.515	4.452	4.390	4.329	4.270	4.212
6	5.896	5.795	5.697	5.601	5.508	5.417	5.329	5.242	5.158	5.076	4.996	4.917
7	6.862	6.728	6.598	6.472	6.349	6.230	6.115	6.002	5.893	5.786	5.683	5.582
8	7.823	7.652	7.486	7.325	7.170	7.020	6.874	6.733	6.596	6.463	6.335	6.210
9	8.779	8.566	8.361	8.162	7.971	7.786	7.608	7.435	7.269	7.108	6.952	6.802
10	9.730	9.471	9.222	8.983	8.752	8.530	8.317	8.111	7.913	7.722	7.538	7.360
11	10.677	10.368	10.071	9.787	9.514	9.253	9.002	8.760	8.529	8.306	8.093	7.887
12	11.619	11.255	10.908	10.575	10.258	9.954	9.663	9.385	9.119	8.863	8.619	8.384
13	12.556	12.134	11.732	11.348	10.983	10.635	10.303	9.986	9.683	9.394	9.117	8.853
14	13.489	13.004	12.543	12.106	11.691	11.296	10.921	10.563	10.223	9.899	9.590	9.295
15	14.417	13.865	13.343	12.849	12.381	11.938	11.517	11.118	10.740	10.380	10.038	9.712
16	15.340	14.718	14.131	13.578	13.055	12.561	12.094	11.652	11.234	10.838	10.462	10.106
17	16.259	15.562	14.908	14.292	13.712	13.166	12.651	12.166	11.707	11.274	10.865	10.477
18	17.173	16.398	15.673	14.992	14.353	13.754	13.190	12.659	12.160	11.690	11.246	10.828
19	18.082	17.226	16.426	15.678	14.979	14.324	13.710	13.134	12.593	12.085	11.608	11.158
20	18.987	18.046	17.169	16.351	15.589	14.877	14.212	13.590	13.008	12.462	11.950	11.470
21	19.888	18.857	17.900	17.011	16.185	15.415	14.698	14.029	13.405	12.821	12.275	11.764
22	20.784	19.660	18.621	17.658	16.765	15.937	15.167	14.451	13.784	13.163	12.583	12.042
23	21.676	20.456	19.331	18.292	17.332	16.444	15.620	14.857	14.148	13.489	12.875	12.303
24	22.563	21.243	20.030	18.914	17.885	16.936	16.058	15.247	14.495	13.799	13.152	12.550
25	23.446	22.023	20.720	19.523	18.424	17.413	16.482	15.622	14.828	14.094	13.414	12.783

(参考) 次のような定期金に関する権利の評価方法は？

- 権利者に対して一定期間、かつ、その権利者の生存期間中定期金を給付するもの
⇒有期定期金(A)として算出した金額と終身定期金(C)として算出した金額のいずれか少ない金額
(相続税法第 24 条第 3 項)
- 権利者に対して権利者の生存期間中定期金を給付し、かつ、その権利者が死亡した場合には、その遺族等に対して継続して定期金を給付するもの
⇒有期定期金(A)として算出した金額と終身定期金(C)として算出した金額のいずれか多い金額
(相続税法第 24 条第 4 項)

定期金給付事由が発生していないもの（相続税法第25条）

改正の概要

定期金給付事由が発生していない定期金に関する権利（生命保険契約を除きます。）については、原則として解約返戻金の金額により評価することとされました。

【評価方法】

1 解約返戻金を支払う旨の定めのあるもの：解約返戻金の金額

2 解約返戻金を支払う旨の定めのないもの

① 掛金（保険料）が一時払いの場合

$$\left[\begin{array}{l} \text{経過期間につき、掛金（保険料）の払込金額に対し、} \\ \text{予定利率の複利による計算をして得た元利合計額} \end{array} \right] \times 0.9$$

② 掛金（保険料）が一時払い以外の場合

$$\left[\begin{array}{l} \text{経過期間に払い込まれた} \\ \text{掛金（保険料）の金額の} \\ \text{1年当たりの平均額} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{l} \text{経過期間に応ずる} \\ \text{予定利率による} \\ \text{複利年金終価率} \end{array} \right] \times 0.9$$

複利年金終価率とは

「複利年金終価率」とは、毎期末に預託された一定金額を一定期間運用した場合に受け取ることができる金額の総額を求める際に用いられる率をいいます。

(算式)

$$\frac{(1+r)^n - 1}{r}$$

n：定期金給付契約に係る掛金（保険料）の払込開始の日から当該契約の権利を取得した日までの年数（1年未満の端数は切り上げます。）
r：予定利率

適用時期

改正後の評価方法（定期金給付事由が発生していないもの）は、平成22年4月1日以降に相続若しくは遺贈又は贈与により取得した定期金に関する権利について適用されます。

年金保険の定期金に関する権利の評価に必要な解約返戻金相当額、一時金の額、予定利率等については、その年金保険を契約している各保険会社等にご確認ください。

なお、お分かりにならないことがありましたら、最寄りの税務署にお尋ねください。

※ 税務署での面接による個別相談（関係書類等により具体的な事実関係を確認させていただく必要がある相談等）を希望される方は、待ち時間なく相談に対応できるよう、あらかじめ電話により面接日時を予約（事前予約制）していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。

平成22年5月



税務署 この社会あなたの税がいきている

リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。